

岩見沢市強靱化計画

(国土強靱化地域計画)

～ 地域で支え合う 安全・安心なまち ～

令和元年 5月
(令和6年3月一部修正)

岩見沢市

幾春別川総合開発事業
(新桂沢ダムの建設工事)

【目 次】

第1章 はじめに

| | |
|--------------------|---|
| 1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 地域防災計画と国土強靱化地域計画 | 2 |
| 4 計画期間 | 2 |

第2章 岩見沢市強靱化計画の基本的考え方

| | |
|------------------|---|
| 1 岩見沢市の概況と災害の記録 | 3 |
| 2 岩見沢市強靱化計画の基本目標 | 4 |

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

| | |
|-------------------------|----|
| 1 脆弱性評価 | 5 |
| 2 強靱化のための施策プログラム | 7 |
| 3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム | 9 |
| (1) 人命の保護 | 9 |
| (2) 救助・救急活動等の迅速な実施 | 27 |
| (3) 行政機能の確保 | 35 |
| (4) ライフラインの確保 | 39 |
| (5) 経済活動の機能維持 | 55 |
| (6) 二次災害の抑制 | 57 |
| (7) 迅速な復旧・復興等 | 61 |

第4章 計画の推進管理

| | |
|-------------------|----|
| 1 計画の推進にあたっての留意事項 | 65 |
| 2 計画の進行管理 | 65 |
| (参考資料) 計画の策定経過 | 66 |

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます。）を公布・施行するとともに、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、強靱な国づくりを進めています。

また、北海道では、平成 27 年 3 月に基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を策定し、北海道の強靱化に取り組んでいます。

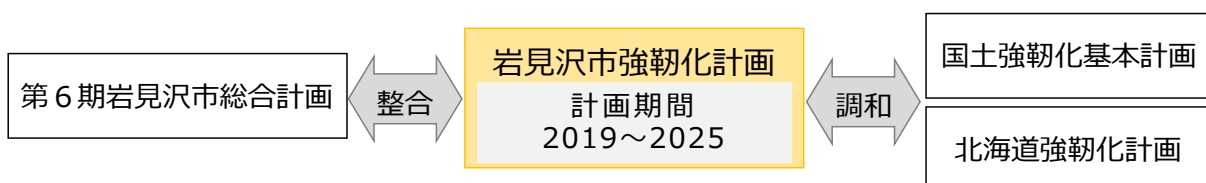
市では、これまでも中小河川洪水ハザードマップや市民防災ガイドブックの配布、避難行動要支援者制度の構築など、地域の防災対策を進めてきましたが、少子高齢化の進行と人口減少による地域防災力の低下や、社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下など、地域を取り巻く課題がある中で、これまでの災害の経験を活かしながら、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災・減災に取り組んでいく必要があります。

そこで、「第 6 期岩見沢市総合計画」におけるまちづくりの基本目標のひとつである「地域で支え合う 安全・安心なまち」の実現に向け、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「岩見沢市強靱化計画」を策定するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国の「国土強靱化基本計画」、北海道の国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「第 6 期岩見沢市総合計画」における地域防災力の向上や総合的な雪対策などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。



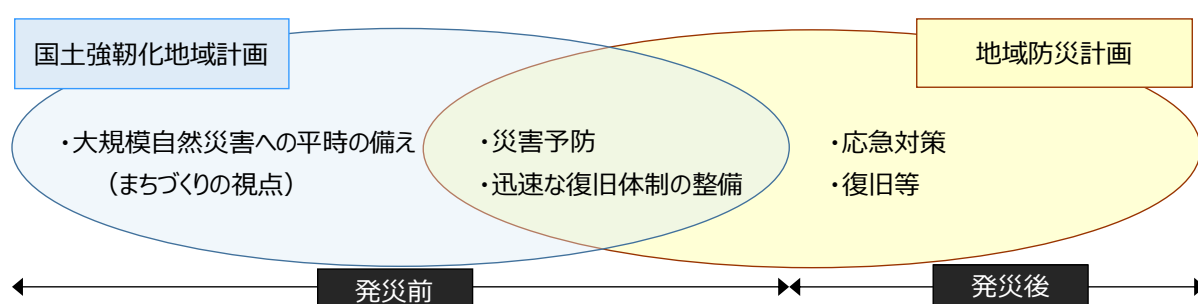
3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

本市における災害への取組みについて定めた計画としては、既に「岩見沢市地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間

国や北海道における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は、「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」を踏まえ、5年間としていましたが、令和5年(2023年)の「国土強靱化基本法」の改正及び「国土強靱化基本計画」の改定に加えて、令和6年度中に行われる「北海道強靱化計画」の改定内容を反映させる必要があることから、令和7年(2025年)6月までを計画期間といたします。

(2019年5月から2025年6月まで)

第2章 岩見沢市強靱化計画の基本的考え方

1 岩見沢市の概況と災害の記録

(1) 位置及び面積

本市は、北海道の中西部に位置し、東経 141 度 46 分、北緯 43 度 11 分、面積 481.02 k m²、東西 36.23 k m、南北 29.12 k m、周囲 139.17 k mとなっています。

(2) 地勢及び気候

東は夕張山地を背にし、石狩平野に広がる緩傾斜地帯の要衝を占め、古くから鉄道、国道、道道の結節点として、北海道の交通網の発展に重要な役割を果たしています。

また、市域の西部には石狩川流域低地である平野が広がり、東部には夕張山地を形成する低山性の山々が連なっており、夕張山地を水源とする幾春別川、幌向川が低地帯に入るところで大小の扇状地をつくりながら、西部を貫流する石狩川と合流しています。

気候は、内陸性気候に属し、平均気温は 8 度弱、最高気温は 30 度を超え、最低気温はマイナス 20 度近くまで下がり、年間を通した寒暖の差が 50 度になります。

冬期間は石狩湾からの季節風の影響を受け、750 c mを超える降雪量と、100 c mを超える積雪量となる豪雪地帯ですが、南部については、その影響が少なくなっています。

(3) 災害の記録

本市の災害の記録を顧みると、水害、冷害、火災、地震、雪害に大別され、なかでも水害は、すべての災害の大半を占め、次いで、冷害、火災、地震、雪害の順となっています。

【過去の主な自然災害】

(水害) 昭和 56 年の台風 12 号による集中豪雨 (災害救助法適用)

・岩見沢地区：床上下浸水 2,253 棟、田畑の被害 6,190.9 h a など

(地震) 平成 30 年北海道胆振東部地震

・震度 5 弱 (栗沢町東本町)、震度 4 (岩見沢市 5 条・鳩が丘、北村赤川)

・全域で停電が発生、復旧まで最長で約 62 時間 (ブラックアウトを含む) など

(雪害) 平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの豪雪被害

・最大積雪深 208 c m (2 月 12 日) ※気象台観測史上最大値を記録

・累積降雪量 1,019 c m (3 月末時点)

・被害状況：人的被害 死亡 3 人、重傷 12 人、軽傷 36 人

住家被害 一部損壊 35 棟 非住家被害 全半壊 21 棟 など

2 岩見沢市強靱化計画の基本目標

本市においても、北海道防災会議が平成 30 年 2 月に公表した地震被害想定調査結果により、石狩低地東縁断層帯主部を震源とする最大で震度 6 強の地震が発生するおそれがあることや、過去の災害記録により水害や雪害などの自然災害リスクが存在することが明らかになっています。

本市における強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命、財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、高度な I C T 環境や農と食などの「強み」と、交通アクセスの良さといった「優位性」を活かしたバックアップ機能の強化により、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組みであり、人口減少対策や地域経済の活性化など、直面する政策課題にも有効に作用し、かつ、持続可能な行財政基盤の確立に寄与するものでなければなりません。

本市の強靱化を進めるにあたっては、「国土強靱化基本計画」に掲げる“人命の保護が最大限図られること”、“国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること”、“国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化”、“迅速な復旧復興”という 4 つの基本目標と、「北海道強靱化計画」における“大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る”、“北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する”、“北海道の持続的成長を促進する”という 3 つの基本目標を踏まえ、次の 3 つを「岩見沢市強靱化計画」における基本目標と定め、「第 6 期岩見沢市総合計画」のまちづくりの基本目標のひとつである「地域で支え合う 安全・安心なまち」の実現に向け、関連施策を推進するものとします。

【岩見沢市強靱化計画の基本目標】

- ①大規模自然災害から市民の生命、財産及び社会経済機能を守る
- ②国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内各市町村との連携を推進する
- ③災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧、復興体制の確立を図る



「地域で支え合う 安全・安心なまち」の実現

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

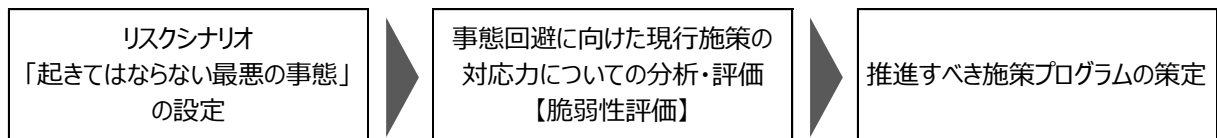
1 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組み状況や課題を整理した上で、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す「脆弱性評価」を実施します。

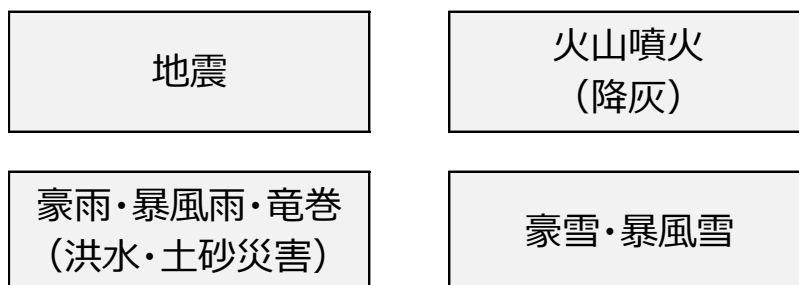
【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考として、過去に本市で発生した自然災害を、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。

(想定するリスク)



(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

「北海道強靱化計画」におけるリスクシナリオを基本として、海に面していない本市の地域特性を踏まえ、地震による津波の被害を除外し、7つのカテゴリと20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

| カテゴリ【7】 | | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」【20】 | |
|---------|----------------|----------------------------|---------------------------------|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 | 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-4 | 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | | 1-6 | 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-3 | 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 | 行政機能の大幅な低下 |
| 4 | ライフラインの確保 | 4-1 | エネルギー供給の停止 |
| | | 4-2 | 食料の安定供給の停滞 |
| | | 4-3 | 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-4 | 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 | サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| | | 5-2 | 物流機能等の大幅な低下 |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 | ため池の機能不全等による二次災害の発生 |
| | | 6-2 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-2 | 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

2 強靱化のための施策プログラム

(1) 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ、本市における強靱化施策の取組方針を示す 53 の「強靱化のための施策プログラム」を設定します。

(2) 施策プログラムの推進及び重点化

施策プログラムの推進にあたっては、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（成果指標）を設定するものとします。

また、本計画の実効性を確保するため、「北海道強靱化計画」との調和も図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策プログラムを設定します。

【強靱化のための施策プログラム】

| 強靱化のための施策プログラム | | |
|------------------|------------------------------|----|
| 1 人命の保護 | | |
| 1-1 | 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 | |
| | (1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化 | 重点 |
| | (1-1-2) 建築物等の老朽化対策 | 重点 |
| | (1-1-3) 避難場所等の指定・整備 | 重点 |
| | (1-1-4) 緊急輸送道路等の整備 | |
| 1-2 | 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 | |
| | (1-2-1) 警戒避難体制の整備 | |
| 1-3 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | |
| | (1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成 | 重点 |
| | (1-3-2) 河川改修等の治水対策 | 重点 |
| 1-4 | 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 | |
| | (1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化 | 重点 |
| | (1-4-2) 除排雪体制の確保 | 重点 |
| 1-5 | 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 | |
| | (1-5-1) 冬季も含めた帰宅困難者対策 | |
| | (1-5-2) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 | 重点 |
| 1-6 | 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 | |
| | (1-6-1) 関係機関の情報共有化 | 重点 |
| | (1-6-2) 住民等への情報伝達体制の強化 | 重点 |
| | (1-6-3) 通信施設等の防災対策 | 重点 |
| | (1-6-4) 観光客に対する情報伝達体制の強化 | 重点 |
| | (1-6-5) 高齢者等の要配慮者対策 | 重点 |
| | (1-6-6) 地域防災活動、防災教育の推進 | 重点 |
| 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | | |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | |
| | (2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備 | 重点 |
| | (2-1-2) 非常用物資の備蓄推進 | 重点 |
| 2-2 | 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 | |
| | (2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化 | 重点 |
| | (2-2-2) 自衛隊体制の維持・拡充 | |
| | (2-2-3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 | |
| 2-3 | 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 | |
| | (2-3-1) 被災時の医療支援体制の強化 | 重点 |
| | (2-3-2) 災害時における福祉的支援 | |
| | (2-3-3) 防疫対策 | |

強靱化のための施策プログラム

| | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|----|
| 3 行政機能の確保 | | |
| 3-1 行政機能の大幅な低下 | (3-1-1) 災害対策本部機能等の強化 | 重点 |
| | (3-1-2) 行政の業務継続体制の整備 | 重点 |
| | (3-1-3) 広域応援・受援体制の整備 | 重点 |
| | (3-1-4) 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮 | |
| | | |
| 4 ライフラインの確保 | | |
| 4-1 エネルギー供給の停止 | (4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大 | 重点 |
| | (4-1-2) 電力基盤等の整備 | 重点 |
| | (4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用 | |
| | (4-1-4) 石油燃料等供給の確保 | 重点 |
| 4-2 食料の安定供給の停滞 | (4-2-1) 食料生産基盤の整備 | 重点 |
| | (4-2-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大 | |
| | (4-2-3) 農産物の産地備蓄の推進 | |
| | (4-2-4) 生鮮食料品の流通体制の確保 | |
| 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | (4-3-1) 水道施設等の防災対策 | 重点 |
| | (4-3-2) 下水道施設等の防災対策 | 重点 |
| 4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 | (4-4-1) 交通ネットワークの整備 | 重点 |
| | (4-4-2) 道路施設の防災対策等 | 重点 |
| | (4-4-3) 広域的な公共交通の維持 | |
| 5 経済活動の機能維持 | | |
| 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 | (5-1-1) リスク分散を重視した企業立地等の推進 | 重点 |
| | (5-1-2) 企業の業務継続体制の強化 | |
| | (5-1-3) 被災企業等への金融支援 | |
| 5-2 物流機能等の大幅な低下 | (5-2-1) 流通拠点の機能強化 | |
| 6 二次災害の抑制 | | |
| 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生 | (6-1-1) ため池の防災対策 | |
| 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | (6-2-1) 森林の整備・保全 | |
| | (6-2-2) 農地・農業水利施設等の保全管理 | 重点 |
| 7 迅速な復旧・復興等 | | |
| 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ | (7-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備 | 重点 |
| | (7-1-2) 地籍調査の実施 | |
| 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 | (7-2-1) 災害対応に不可欠な建設業との連携 | |
| | (7-2-2) 行政職員等の活用促進 | 重点 |

※「重点化すべき施策プログラム」は **重点** と表記しています。

3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

① 民間住宅・建築物等の耐震化

- ・ 住宅の耐震化率は95%の目標に対して80.3%（2017年1月現在）
※多数の者が利用する建築物の耐震化率は90.5%
- ・ 木造住宅等の耐震診断、耐震改修に対する助成制度により耐震化を推進

■ 引き続き「耐震改修促進計画」における目標である耐震化率95%の達成に向けて取り組む必要がある。

■ 大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策の検討が必要である。

② 公共建築物の耐震化

- ・ 小中学校の耐震化は中央小学校の改築により完了（2018年度）
（非構造部材は専門職による定期点検の実施により安全を確保）
- ・ 市営住宅の耐震化は完了（2017年度）
- ・ 防災拠点となる公共施設の耐震化率は92.4%（2018年3月現在）
防災拠点となる市庁舎の耐震性が不足

■ 防災拠点となる公共施設の耐震化が必要である。

■ 郷土資料や文化財の倒壊による人的被害や文化的資産の喪失を防ぐための展示方法の点検などの対策が必要である。

部門別計画 岩見沢市耐震改修促進計画（2018年度～2020年度）

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

① 民間建築物等の老朽化対策

- ・ 「岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例」の施行（2014年6月）と「空家等対策計画」の策定（2018年度）による空家の適正管理の推進
- ・ 管理不全空家のパトロール、所有者等への指導・助言、空家等発生抑制の周知啓発

■ 空家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。

■ 「空家等対策計画」に基づく空家等の発生抑制、空家等の利活用を促進する必要がある。

② 公共建築物の老朽化対策

- ・ 「公共施設等総合管理計画」の策定（2016年度）による施設の再編と各施設の長寿命化計画等に基づく適切な維持管理の実施

■ 公共施設の総量や配置の最適化に向けた具体的な再編を推進する必要がある。

部門別計画 岩見沢市空家等対策計画（2018年度～2022年度）
岩見沢市公共施設等総合管理計画（2016年度～2045年度）
岩見沢市公共施設再編基本計画（2018年度～2025年度）
岩見沢市公営住宅等長寿命化計画（2019年度～2028年度）

施策プログラム

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

重点

① 民間住宅・建築物等の耐震化

- 「耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化率の目標達成に向け、民間住宅耐震改修等助成制度による民間住宅等の耐震化を促進する。
- 民間住宅耐震改修等助成制度を拡充し、新たにブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）を助成対象に加え、地震に強いまちづくりを推進する。

推進事業 民間住宅耐震改修等助成事業（民間住宅及びブロック塀等の耐震化）

② 公共建築物の耐震化

- 災害時において迅速かつ的確に対応するため、防災拠点となる公共施設の計画的な耐震化を推進する。
- 施設に付随する工作物や非構造部材の定期的な点検により施設全体の安全性を確保する。
- 文化財等の展示方法の点検などの防災対策による人的被害の回避と文化財等の保全を図る。

推進事業 市庁舎建設事業（防災拠点の耐震化）
北村地区自治会館整備事業（豊正地区自治会館の機能移転：耐震性向上）

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|------------------|-------|----------|
| 住宅の耐震化率 | 80.3% | 95.0% ↗ |
| 多数の者が利用する施設の耐震化率 | 90.5% | 95.0% ↗ |
| 防災拠点となる公共施設の耐震化 | 92.4% | 97.0% ↗ |

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

重点

① 民間建築物等の老朽化対策

- 空家等に関する管理意識の醸成により、空家等の発生を抑制するとともに、空家等の利活用や除却支援制度の活用による特定空家等の除却を促進する。

推進事業 市民連携活動事業（空家等の適正管理の啓発、除却支援制度の活用）

② 公共建築物の老朽化対策

- 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再編基本計画」における基本的な方針を踏まえて施設ごとに定める個別施設計画に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化等による再編を推進する。

推進事業 公共施設マネジメント推進事業（公共施設の再編）

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|--------------|-------|----------|
| 特定空家等の除却等の件数 | 0件 | 50件 ↗ |
| 空家等の活用等の件数 | 0件 | 50件 ↗ |
| 公共施設の総床面積 | 約62万㎡ | - ↘ |

脆弱性評価

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

① 避難場所及び避難所の指定・整備

- ・ 「地域防災計画」に基づき緊急避難場所や避難所を指定
指定避難所：49箇所（2019年2月現在）
- ・ ハザードマップや市のホームページ、2016年度に全戸配布した市民防災ガイドブックなどにより指定避難所等を周知
市民アンケートにおける「避難所の認知度」：63.8%（2018年12月現在）
（自宅から一番近い避難所と、そこまでの経路を知っている人の割合）

- 公共施設の再編や浸水想定区域の変更など、状況の変化に対応した避難所等の見直しや整備を行う必要がある。
- 出前講座などを通じて、避難所や避難行動の周知を徹底する必要がある。
- 避難所運営訓練の実施や地域との連携など、避難所の運営体制を見直す必要がある。

② 福祉避難所の指定等

- ・ 「地域防災計画」に基づき福祉避難所を指定
福祉避難所：2箇所（2019年3月現在）

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、福祉避難所の確保に努めるとともに、避難者の受入方法等を整備する必要がある。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

① 緊急輸送道路等の整備

- ・ 国道12号の4車線化は完了（国）
- ・ 国道12号大和跨線橋の平面化事業の実施（国）
- ・ 道道岩見沢停車場線における駅前通外1街路事業による現道の拡幅（北海道/市）
- ・ 緊急輸送道路を跨ぐ7橋、緊急輸送道路にある2橋の点検の実施
うち1橋（キジ橋）の耐震補強工事の実施

- 緊急輸送道路の計画的な整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。

② 緊急輸送道路等の無電柱化

- ・ 道道岩見沢停車場線における駅前通外1街路事業による無電柱化の推進（北海道/市）

- 駅前通外1街路事業の早期完成に向け、関係機関と連携を図る必要がある。
- 緊急輸送道路における電柱の倒壊による交通の遮断を防止する必要がある。

部門別計画 岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画（2012年度～2021年度）

施策プログラム

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

重点

① 避難場所及び避難所の指定・整備

- 市民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定や整備を推進する。
- 避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 避難所運営に関する訓練を実施するとともに、地域との連携を含めた避難所の運営体制の見直しを進める。
- 浸水が想定される指定避難所から避難者を移送する場合の移動手手段の確保など、避難者を安全に避難させる体制を整備する。

| | |
|------|---------------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など） |
|------|---------------------------------|

② 福祉避難所の指定等

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努める。
- 福祉避難所における避難者の受入方法や受入態勢、移動手手段などの体制を整備する。

| | |
|------|----------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（福祉避難所の確保及び受入方法等の整備） |
|------|----------------------------|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|---------------------|-------|----------|
| 避難所の認知度（市民アンケートによる） | 63.8% | - ↗ |
| 福祉避難所の指定数 | 2箇所 | - ↗ |

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

① 緊急輸送道路等の整備

- 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 国道12号大和跨線橋平面化事業（国） 駅前通整備促進事業（北海道/市：駅前通外1街路事業による現道の拡幅） 橋りょう維持事業（橋梁の長寿命化） |
|------|---|

② 緊急輸送道路等の無電柱化

- 関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路における無電柱化の取組みを推進する。

| | |
|------|-----------------------------------|
| 推進事業 | 駅前通整備促進事業（北海道/市：駅前通外1街路事業による無電柱化） |
|------|-----------------------------------|

1 人命の保護

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

【1-2-1】警戒避難体制の整備

① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- ・ 道内の常時観測火山：9火山

アトサヌブリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山

- 岩見沢市は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。

② 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の情報共有、警戒体制の整備

- ・ 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の指定箇所数：58箇所（2019年3月現在）

<土砂災害警戒区域等>

土石流危険溪流 27箇所

急傾斜地崩落危険箇所 22箇所

地すべり危険箇所 1箇所

<土砂災害危険箇所>

土石流危険溪流 2箇所

急傾斜地崩落危険箇所 6箇所

- ・ 土石流危険溪流、急傾斜地崩落危険箇所、地すべり危険箇所の位置図の作成

- 土砂災害等の危険がある箇所の土砂災害警戒区域の指定の推進と、指定区域の市民への周知を徹底する必要がある。
- 関係機関との連携により、危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

1 人命の保護

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

① 洪水・内水ハザードマップの作成

- ・ 岩見沢市洪水ハザードマップの作成と公表（想定し得る最大規模の降雨）
- ・ 中小河川洪水ハザードマップの作成と全戸配布

- 洪水ハザードマップの市民への周知の徹底を図る必要がある。
- 内水による市街地等の浸水リスクを検証した上で、必要に応じてハザードマップの作成等を検討する必要がある。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

【1-2-1】警戒避難体制の整備

① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- 火山噴火警戒情報について、降灰による市民の生活や健康への影響等を勘案しながら、注意喚起等の方法の検討を進める。

| | |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（火山噴火警戒情報に関する対応） |
|------|------------------------|

② 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の情報共有、警戒体制の整備

- 関係機関と連携を図りながら、土砂災害警戒区域の指定を推進する。
- 土砂災害警戒区域の住民に対する土砂災害ハザードマップによる周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- 土砂災害による被害の発生に備え、関係機関と連携しながら危険箇所の土砂災害対策を推進する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（土砂災害警戒区域の情報共有） 防災対策事業（土砂災害に対する警戒体制の整備） |
|------|--|

施策プログラム

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

重点

① 洪水・内水ハザードマップの作成

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新するとともに、市民への周知の徹底やハザードマップに基づく防災訓練等を実施する。
- 浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえた対応を検討する。

| | |
|------|-----------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（洪水・内水被害に対する対応） |
|------|-----------------------|

【1-3-2】河川改修等の治水対策

① 河川改修等の治水対策

- ・ 幾春別川総合開発事業による治水対策の推進（国）
- ・ 利根別川、南利根別川、東利根別川、ポントネ川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進（北海道）
- ・ 市管理河川の計画的な草刈と浚渫の実施や護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水の防止
- ・ 降雨時における浸水被害の防止
10年に1度程度の降雨量である31.4mm/時を目標として、ポンプ場及び雨水管を整備
幾春別川第3排水区における浸水対策事業の実施
雨水排水の整備率：31.2%（2018年3月現在）

- ・ 道路冠水の頻出箇所の重点的なパトロール、土木事業者との協力による土嚢の配備
- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理を行う必要がある。
- 道路冠水箇所のパトロールや雨水管の整備などの雨水対策を推進する必要がある。

【参考】

幾春別川総合開発事業

桂沢ダムを嵩上げする新桂沢ダムとともに、幾春別川の支川である奔別川に三笠ぼんべつダムを新たに建設し、流域の安全を守り、広い地域に水を供給する事業

- ・ 新桂沢ダム
国直轄ダム初の同軸嵩上げによるダム再生事業（貯水容量は約1.6倍増加）
ダム高75.5m（11.9m嵩上げ）、洪水調節・水道・工業用水・発電・流水の正常な機能の維持
- ・ 三笠ぼんべつダム
日本初の流水型の台形CSGダム、ダム高約53.0m、洪水調節

② 北村遊水地事業の円滑な実施

- ・ 北村遊水地事業による治水対策の推進（国）

- 関係機関との連携により、北村遊水地事業を円滑に実施する必要がある。

【参考】

北村遊水地事業

戦後最大規模である1981年8月上旬規模の洪水流量を安全に流すことを目標とした石狩川中流部における新たな遊水地の整備事業

河道整備や支川の洪水調節施設と合わせ、石狩川下流域の市街地や農地を浸水被害から守る。

- ・ 北村遊水地
遊水地面積950ha、洪水調節容量4,200万³m

施策プログラム

【1-3-2】河川改修等の治水対策

重点

① 河川改修等の治水対策

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進する。
- 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進する。
- 道路パトロールによる警戒体制の維持と土木事業者との連携による雨水対策を推進する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 幾春別川総合開発事業（国：国管理河川の治水対策） 河川改修事業（北海道：道管理河川の治水対策） 道路維持事業（道路冠水への対応） 河川管理事業（適切な河川管理） 河川維持事業（河川改修と河川環境の維持） 下水道築造事業（浸水対策：雨水幹線などの整備） |
|------|--|

幾春別川総合開発事業の効果

幾春別川では、戦後最大規模の洪水（1981年8月）が発生した場合のピーク流量は、西川向地点で1,100m³/sとなり、川の水が堤防を越えてしまう恐れがありますが、2つのダムで洪水調節することにより、川に流れるピーク流量を2/3の700m³/sにまで減らせ、河道改修とあわせて川の水を安全に流すことが出来ます。



資料提供：国土交通省北海道開発局

② 北村遊水地事業の円滑な実施

- 北村遊水地事業の円滑な実施に向け、関係機関と連携しながら地域集落の再編と公共施設の再配置等の検討を進める。

推進事業 北村地区地域再編計画検討事業（国の北村遊水地事業の円滑な実施）

遊水地の働き～遊水地に水を貯めることで、石狩川を流れる水の量を減らし水位を低下させます。



普段は、農地として利用できます。

大雨が降って、石狩川の水位が上がると越流堤を越えて川の水が遊水地に入ってきます。

石狩川の水位が下がり始めると排水門を開けて、遊水地に貯まった水を石狩川に流します。

資料提供：国土交通省北海道開発局

1 人命の保護

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- ・ 除排雪対策本部及び除排雪委託業者によるパトロールの実施
- ・ 交通障害の発生が予想される気象状況下での市ホームページ、ラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などによる注意喚起の実施
- ・ 幹線道路における交通規制の実施
- ・ 除排雪委託業者と協力した除雪体制の整備による通行止めの解除

- 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組む必要がある。
- 除排雪対策本部における市の全庁的体制の継続と、事業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

【1-4-2】除排雪体制の確保

① 除排雪体制の確保

- ・ 除排雪機械を44台保有（2019年3月現在）
- ・ 本格的な降雪前における広報での市民への雪処理マナーの啓発

- 除排雪機械の適切な更新や管理のほか、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する必要がある。
- 除排雪対策本部における市の全庁的体制の継続と、地域との連携を強化する必要がある。

② ICTの活用による除排雪作業の効率化

- ・ 農業用GPSガイダンス装置による除排雪作業の実施：36.7km（2018年度）
- ・ 未除雪路線の除排雪の基盤となる道路台帳図のデジタル化の完了（2018年度）

- 農業用GPSガイダンス装置による除排雪作業の対象拡大により、効率化を図る必要がある。

③ 高齢者世帯等に対する支援

- ・ 高齢者、障がい者世帯に対する屋根の雪下ろし費用の一部助成の実施
2018年度から高齢者世帯の年齢要件を緩和
- ・ 高齢者、障がい者世帯に対する間口の置き雪除雪費用の一部助成の実施

- 町会等が実施するボランティア除雪と連携した取組みが必要である。

④ 間口の置き雪対策の推進

- ・ 受託可能な一部の事業者による間口の置き雪対応

- 間口の置き雪への全市的な対応について、民間事業者との連携による新たなサービスの導入に向けた取組みの検討が必要である。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

重点

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- 暴風雪時の車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下において、多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。
- 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供を推進する。
- 除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、事業者を含めた機動的な道路管理体制を確保する。

| | |
|------|--------------------|
| 推進事業 | 除排雪事業（暴風雪時の道路管理体制） |
|------|--------------------|

【1-4-2】除排雪体制の確保

重点

① 除排雪体制の確保

- 除排雪機械の計画的な整備、更新を推進するほか、除排雪機械格納庫の整備による体制強化と機械管理の適正化を図るとともに、委託業務の総価方式での積算により、小雪時の業者不利益を軽減し、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する。
- 除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、地域における自主的な除排雪活動に対する支援を実施する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（屋根の雪下ろし用安全装備の貸出し） 除排雪事業（事業者における除排雪体制の確保、地域との連携の強化） |
|------|--|

② ICTの活用による除排雪作業の効率化

- 担い手不足などの課題解消のため、ICTを活用した除排雪作業の効率化を推進する。

| | |
|------|---------------------------|
| 推進事業 | 除排雪事業（ICTの活用による除排雪作業の効率化） |
|------|---------------------------|

③ 高齢者世帯等に対する支援

- 自力での除雪が困難な高齢者や障がい者世帯に対する地域との連携による見守りや除雪支援を行うとともに、屋根の雪下ろしや間口除雪に対する経済的負担の軽減を図る。

| | |
|------|----------------------------------|
| 推進事業 | 地域除排雪活動支援事業（地域との連携による高齢者世帯等への支援） |
|------|----------------------------------|

④ 間口の置き雪対策の推進

- 間口の置き雪への全市的な対応について、事業者との連携による新たなサービスの導入に向けた取組みを推進する。

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-------------------------|--------|-----------|
| 除排雪機械保有台数 | 44台 | 44台 → |
| 地域自主排雪実施町会数 | 39町会 | - ↗ |
| 農業用GPSガイダンス装置による除排雪実施延長 | 36.7km | 132.8km ↗ |
| 屋根雪下ろし助成件数 | 257件 | - ↗ |
| 間口置き雪除雪助成件数 | 164件 | - ↗ |

1 人命の保護

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

脆弱性評価

【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

① 公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者対策

- ・ 防災業務計画（2017年2月）に基づく発電設備の確保や食料の備蓄等の検討（民間）

■ 交通事業者と連携しながら、公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者対策を検討する必要がある。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ・ 毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄

防寒対策用資機材の備蓄状況（2019年3月現在）

| 品名 | 数量 |
|-----------|--------|
| ポータブルストーブ | 50台 |
| 毛布 | 2,090枚 |
| 防寒アルミシート | 1,500枚 |

■ 避難所における冬季防寒対策を推進する必要がある。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

① 公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者対策

- 災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備や、避難所の周知・誘導などの避難対策の検討を進める。

| | |
|------|--------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（避難所の周知・誘導などの避難対策） |
|------|--------------------------|

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

重点

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄など、避難所等における冬季防寒対策を推進する。
- 厳寒期における災害の発生を想定し、災害時においても地域の拠点となる避難所等に電力と燃料を供給できる体制を整備する。

| | |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（冬季における避難所の防寒対策） |
|------|------------------------|

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

脆弱性評価

【1-6-1】関係機関の情報共有化

① 災害時における情報連絡体制の確保

- ・ 防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等の通信機器の整備
通信機器の保有状況（2019年3月現在）

| 機器名 | 数量 |
|-------------|-----|
| 防災行政無線（移動系） | 74台 |
| 衛星携帯電話 | 6台 |

- 防災行政無線や衛星携帯電話等の適正な管理が必要である。
- 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。

② 防災情報共有システムの運用

- ・ 防災情報共有システムの導入
全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）
北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システム

- 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

③ 防災分野におけるICTの活用

- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線によるルートの二重化

- 情報共有の迅速化・効率化が必要である。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

① 地域コミュニティの活性化

- ・ 町会・自治会加入率：83%（2019年3月現在）

- 岩見沢市町会連合会と連携した町会等への加入促進の取組みが必要である。

② 住民等への情報伝達体制の強化

- ・ 避難勧告等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成
- ・ 災害時の迅速で適切な行動を示す「岩見沢市版災害時タイムライン」の作成
- ・ 各種情報伝達手段の活用
緊急告知FMラジオ、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS：フェイスブック、ツイッター）、岩見沢市メールサービス、エリアメール、Yahoo!防災、FMはまなすによるラジオ放送、IHK岩見沢放声協会による街頭有線放送、広報車による情報伝達、地デジ広報（2018年1月から導入）、外国人住民向け生活ガイドブック「Living Guide」への防災情報の追加と市ホームページへの掲載など

- 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

【1-6-1】関係機関の情報共有化

重点

① 災害時における情報連絡体制の確保

- 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線や衛星携帯電話等の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。
災害現場における情報収集手段の強化：無人航空機（ドローン）等の資機材の整備

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 防災対策事業（情報の収集、伝達体制の整備） 消防資機材整備事業（情報収集手段の強化） |
|------|---|

② 防災情報共有システムの運用

- 防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有を推進する。

| | |
|------|-----------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（防災情報の共有） |
|------|-----------------|

③ 防災分野におけるICTの活用

- 災害対策本部や関係機関における情報共有プラットフォーム（コミュニケーションツール）の導入によるライフライン等の被害状況の把握や情報共有の迅速化・効率化による的確な災害対応と早期復旧に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（防災分野におけるICTの活用） |
|------|------------------------|

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

重点

① 地域コミュニティの活性化

- 災害時は、「自助」や行政による「公助」とともに、地域コミュニティにおける住民間の「共助」の取組みが不可欠ことから、町会等の加入促進に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 町会活動促進事業（地域コミュニティの活性化） |
|------|------------------------|

② 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などにも配慮した情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や、わかりやすくタイムリーな情報の発信など、効果的な情報伝達体制を整備する。
- 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や、利用できる媒体が限られる場合の情報伝達体制を整備する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 防災対策事業/緊急告知FM放送整備事業（防災情報の伝達体制の強化） 広報活動事業（平時における情報発信の多様化） |
|------|---|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-----------|-----|----------|
| 町会・自治会加入率 | 83% | - ↗ |

脆弱性評価

【1-6-3】通信施設等の防災対策

① 通信施設等の防災対策

- ・ 市役所、市立病院など主要施設における自営光ファイバートの二重化
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線によるルートの二重化
- ・ 耐震データセンターへのネットワーク関連機器の移設

■ 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取り組みが必要である。

【1-6-4】観光客に対する情報伝達体制の強化

① 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

- ・ 無料公衆無線LANの整備
自治体ネットワークセンター、岩見沢駅、いわみざわ公園（バラ園・色彩館）、市民会館、
中心市街地、ふるさと毛陽（メープルロッジ周辺）

■ 観光客に対する避難誘導や多言語での情報発信などの対応が必要である。

【1-6-5】高齢者等の要配慮者対策

① 避難行動要支援者対策

- ・ 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」の策定（2016年度）

■ 地域との連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

部門別計画

岩見沢市地域福祉計画（2017年度～2021年度）

岩見沢市避難行動要支援者の避難支援全体計画（2016年度～）

施策プログラム

【1-6-3】通信施設等の防災対策

重点

① 通信施設等の防災対策

- 通信インフラの計画的な更新や二重化により通信環境を確保するとともに、耐震データセンターによるバックアップ体制の整備など、行政情報の保全に関する取組みを推進する。

推進事業

市庁舎建設事業（行政情報の保全）
高度情報通信基盤整備事業（通信環境の確保）

【1-6-4】観光客に対する情報伝達体制の強化

重点

① 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

- 観光施設等における避難誘導サインの設置や無料公衆無線LANの整備、情報発信の多言語対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制を強化する。

推進事業

防災対策事業（災害情報の多言語化）
観光物産振興事業（観光客向けの通信環境の整備）

【1-6-5】高齢者等の要配慮者対策

重点

① 避難行動要支援者対策

- 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別計画）の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域との連携による支援体制を整備する。

推進事業

防災対策事業（地域との連携による支援体制の整備）

【1-6-6】地域防災活動、防災教育の推進

① **地域防災活動の推進**

- ・ 自主防災組織の状況（2019年3月現在）
組織数：13組織（66町会） 組織率：40.0%

- 地域における「共助」の取組みの重要性に関する意識の啓発が必要である。
- 地域ごとの実情を踏まえた行動計画の検討が必要である。

② **消防団の活動体制の強化**

- ・ 消防団員：419人 充足率：85.5%（2019年4月現在）

- 地域における防災体制を強化するため、消防団員の確保と実践的な訓練が必要である。

③ **防災教育の推進**

- ・ 関係機関に対する通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起、危険箇所の点検や防災に関する授業の実施
- ・ 学校における定期的な避難訓練の実施：年2回以上

- 学校による定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り組む必要がある。

施策プログラム

【1-6-6】地域防災活動、防災教育の推進

重点

① 地域防災活動の推進

- 地域の自主防災組織の設立や地域における防災の専門家、防災リーダーの育成などへの支援により、地域における自主的な防災活動を推進する。
- 住民等の自主的な防災活動の指針となる「地区防災計画」の策定に関する普及啓発により、地域ごとの実情を踏まえた実効性のある行動計画の策定を促進する。

| | |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（地域における防災活動への支援） |
|------|------------------------|

② 消防団の活動体制の強化

- 消防団への加入促進と実践的訓練に取り組むとともに、装備品の計画的な整備を推進する。

| | |
|------|----------------|
| 推進事業 | 消防団事業（消防団員の確保） |
|------|----------------|

③ 防災教育の推進

- 通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の未然防止や、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取組みを推進する。

| | |
|------|---------------------------|
| 推進事業 | 子どもがかがやく学校活動支援事業（防災教育の推進） |
|------|---------------------------|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|---------|-------|----------|
| 自主防災組織率 | 40.0% | - ↗ |
| 消防団員充足率 | 85.5% | 90.0% ↗ |

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

① 物資供給等に係る連携体制の整備

- ・ 北海道及び道内市町村（南空知4市5町協定）、民間企業・団体等との防災に関する各種協定の締結
 - 災害緊急事態等における非常放送に関する協定
 - 災害時における岩見沢市所管施設等の災害応急対策業務に関する協定
 - 災害時における貨物自動車の緊急救援輸送に関する協定
 - 水道施設等災害時における応急給水及び応急復旧に関する協定
 - 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定
 - 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定
 - 南空知災害時相互応援に関する協定 など

- 各種協定に基づく連携、連絡体制を整備する必要がある。
- 引き続き、各種協定の締結による災害時の応援体制を確保する必要がある。

② 遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- ・ 広範囲にわたる甚大な被害の発生により近隣自治体の応援が受けられない事態の想定
- 広範囲にわたり甚大な被害が発生した際の相互応援体制の整備に関する検討が必要である。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

① 非常用物資の備蓄推進

- ・ 市民アンケートにおける「非常食を常備している家庭の割合」：48.1%（2018年12月現在）
- ・ 非常用物資の計画的な備蓄

食料等の備蓄状況（2019年3月現在）

| 品名 | 数量 |
|------------|--------|
| 非常食（アルファ米） | 5,000食 |
| 非常食（缶入りパン） | 500食 |
| 粉ミルク | 900食 |

| 品名 | 数量 |
|----------|--------|
| 簡易トイレ | 5,000個 |
| 乳幼児用紙おむつ | 2,800枚 |
| 高齢者用紙おむつ | 2,360枚 |

これらの他にもマスク等の衛生用品や医薬品を備蓄

給水体制の状況（2018年4月現在）

| 区分 | 数量 |
|-----------|---------|
| 加圧式給水タンク車 | 1台 |
| 給水タンク | 3台 |
| 緊急用飲料水ポリ袋 | 12,600袋 |

※加圧式給水タンク車（2017年度導入）
病院など、断水が生命に関わる施設の受水槽へ加圧による給水を行う車両

これらの他にも消防のタンク車による給水体制やポリタンク等を備蓄

- 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- 避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

重点

① 物資供給等に係る連携体制の整備

- 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。

| | |
|------|-------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（物資供給等に係る連携体制の整備） |
|------|-------------------------|

② 遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- 同時被災リスクの少ない遠方の自治体との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時における連携体制の強化を図る。

| | |
|------|-------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（遠方の自治体との災害時応援協定） |
|------|-------------------------|

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

重点

① 非常用物資の備蓄推進

- 各家庭における「自助」の取組みである3日間分の食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する市民への意識啓発を推進する。
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
- 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄） 応急給水対策事業（応急給水体制の整備） |
|------|--|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-----------------------------|-------|----------|
| 非常食を常備している家庭の割合（市民アンケートによる） | 48.1% | - ↗ |

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

脆弱性評価

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

① 実践的な防災訓練等の実施

- ・ 市や防災会議等による各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制の強化
消防訓練参加者数：29,425人（2017年度）
- ・ 北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区（石狩、後志、空知）参集訓練の実施
- ・ 石狩川流域における渡河訓練の実施（陸上自衛隊）

■ 効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高める必要がある。

② 消防職員の育成

- ・ 救急救命士の各種研修及び実習による救急教育の推進

■ 救助・救急体制を維持するため、計画的に人材を育成する必要がある。

③ 応急手当、救命処置等の普及啓発

- ・ 事業所や学校等における救命講習の実施
救命講習受講者数：2,685人（2018年度）

■ 市民に対する救命処置等の普及啓発を行う必要がある。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

① 自衛隊体制の維持・拡充

- ・ 陸上自衛隊岩見沢駐屯地（第12施設群等）における災害対応
災害関連の主要装備
人員輸送装備、施設作業装備、人員救護用装備、生活支援装備等
災害時等における連携等に関する協定に基づく取組み
地図に対するUTM座標（位置を住所や緯度・経度ではなく6桁の数字を用いて判別）の付記による被災位置情報等の共有
災害派遣時における民間建設資機材の貸与
（被災時における民間操縦手の不足への対応）
- ・ 陸上自衛隊の体制が縮小した場合における災害発生時の対応の遅れによる被害拡大の懸念

■ 自衛隊体制の維持・拡充に向けた関係機関等との連携が必要である。

施策プログラム

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

重点

① 実践的な防災訓練等の実施

- 「地域防災計画（防災訓練計画）」に基づく市及び防災会議が実施する訓練の実施により、関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。
- 北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区（石狩、後志、空知）の応援・受援訓練の実施により、関係機関相互の連携体制を整備する。
- 各関係機関における訓練や関係機関相互の連携体制の強化を図るために行う指揮所訓練（各種災害を想定したシミュレーション訓練）の実施により、災害対応能力の向上を図る。

| | |
|------|----------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（実践的な防災訓練等の実施） |
|------|----------------------|

② 消防職員の育成

- 消防職員の災害対応力向上のため、各種研修等による計画的な人材育成を推進する。

| | |
|------|-----------------|
| 推進事業 | 消防事務事業（消防職員の育成） |
|------|-----------------|

③ 応急手当、救命処置等の普及啓発

- AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、市民向けの救急講習による救命処置等の普及啓発を推進する。

| | |
|------|--------------------|
| 推進事業 | 消防事務事業（救命処置等の普及啓発） |
|------|--------------------|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|------------|---------|----------|
| 消防訓練参加者数 | 29,425人 | - ↗ |
| 指導救急救命士の人数 | 0人 | 2人 ↗ |
| 救急講習受講者数 | 2,685人 | - ↗ |

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

① 自衛隊体制の維持・拡充

- 災害時において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組みを推進する。
- 自衛隊員が退官後においても地域に定住することにより、地域における災害の専門家や防災リーダーとして活躍することが期待されることから、陸上自衛隊岩見沢駐屯地（第12施設群等）の体制の維持・拡充に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 庶務事業（自衛官募集の協力等） 企画推進事業（自衛隊体制の維持・拡充に関する要望等） |
|------|---|

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備**① 救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備**

- ・ 消防車両等の配備状況（2019年4月現在）

| 区分 | 数量 |
|---------|-----|
| ポンプ・水槽車 | 16台 |
| 積載車 | 26台 |
| 化学車 | 1台 |
| 救急車 | 5台 |
| はしご車 | 1台 |
| 救助工作車 | 1台 |
| その他 | 12台 |

- ・ 高機能消防指令センターの充実強化やスマートフォンを活用した映像伝送装置の導入
- ・ 油圧救助器具、エンジンカッター、チェーンソー、熱画像直視装置などの救助資器材の整備
- ・ 市街地を流れる北海かんがい溝の水源活用による市街地域における消防力の維持
- ・ BC災害（生物、化学物質による特殊災害）対応マニュアルの作成及び資器材の整備
- ・ 災害警備体制の確保と災害資機材の整備（北海道警察）
レスキュー資機材、折り畳み式担架、GPS装置など

■ 災害の現場の「見える化」の実現に向けて、情報通信基盤や資機材を計画的に整備する必要がある。

② A E D の設置促進と設置場所の周知

- ・ AED設置事業所への登録依頼と登録施設の市ホームページやパンフレットによる周知
- ・ 「全国AEDマップ（日本救急医療財団）」への登録の推進（スマートフォンでのマップ利用）

■ AED（自動体外式除細動器）の導入の促進と計画的な更新を進めるとともに、設置場所を市民等に周知する必要がある。

部門別計画 岩見沢市地域福祉計画（2017年度～2021年度）

施策プログラム

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

① 救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 消防力を維持するため、消防車両の計画的な整備を推進する。
- 災害現場の「見える化」に向けた情報通信基盤や資機材の計画的な整備を推進する。
 - ・ 多言語通訳システムやNet119緊急通報システムの導入の検討
 - Net119緊急通報システム
 - 聴覚・言語機能に障がいのある方が円滑に119番通報を行えるシステム
 - ・ 無人航空機（ドローン）の導入
 - 災害現場の情報の上空からの把握や土砂災害危険箇所の状況確認等への活用
- 市街地を流れる北海かんがい溝の水源活用と合わせた消火栓・防火水槽の整備により、消防力の向上を図る。
- BC災害対応マニュアルに基づく災害対応訓練の実施や資器材の導入、マニュアルの見直しにより、消防力の向上を図る。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 消防車両整備事業（消防車両の計画的な整備） 消防資機材整備事業（情報通信基盤や資機材の計画的な整備） |
|------|---|

② AEDの設置促進と設置場所の周知

- 公共施設や民間企業等へのAEDの導入の促進と計画的な更新を推進する。
- 市民等への設置場所の周知や、全国AEDマップへの登録の推進による利便性と救命率の向上を図る。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（AED設置登録の推進） AED設置施設登録制度推進事業（AEDの設置促進と普及啓発） |
|------|--|

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

脆弱性評価

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

① 被災時の医療支援体制の強化

- ・ 「地域防災計画（医療救護計画）」に基づく被災時における適切な医療救護活動の実施
- 北海道や医師会、歯科医師会等との連携による被災時における医療支援体制の強化を図る必要がある。

② 市立病院の医療の充実

- ・ 医療従事者の確保と研修体制の強化などによる良質な医療提供体制の整備
- ・ 高度な医療を提供する医療機器の計画的な整備・更新
- ・ 「業務継続計画（BCP）」の策定（2016年度）や大規模自然災害等を想定した訓練の実施
- 総合病院の診療機能や災害対応力の強化と健全経営の維持が必要である。

| | |
|-------|---|
| 部門別計画 | 岩見沢市地域防災計画（1966年度～） 岩見沢市立総合病院業務継続計画（2016年度～） 岩見沢市立総合病院新改革プラン（2016年度～2020年度） 岩見沢市立栗沢病院新改革プラン（2016年度～2020年度） |
|-------|---|

【2-3-2】災害時における福祉的支援

① 災害時における福祉的支援

- ・ 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」の策定（2016年度）
- ・ 民生委員・児童委員の充足率：97.0%（2019年4月現在）
- 個別の避難支援プランの作成と平時における福祉的支援の担い手を確保する必要がある。

| | |
|-------|---|
| 部門別計画 | 岩見沢市地域福祉計画（2017年度～2021年度） 岩見沢市避難行動要支援者の避難支援全体計画（2016年度～） |
|-------|---|

【2-3-3】防疫対策

① 防疫対策

- ・ 予防接種：麻しん・風しんワクチン接種率：95%（2017年度調査）
- 医師会等との連携による感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨が必要である。
- 予防接種の適正な実施による感染症の発生・まん延の防止が必要である。

② 応急トイレの整備

- ・ 簡易トイレ：5,000個 トイレ用仕切りテント：42張など（2019年3月現在）
- 簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める必要がある。

施策プログラム

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

重点

① 被災時の医療支援体制の強化

- 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会・歯科医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（被災時の医療支援体制の強化） 休日・夜間等診療対策事業（救急体制の維持） |
|------|--|

② 市立病院の医療の充実

- 総合病院の高度医療や救急医療の充実などによる良質な医療サービスの提供と、医療従事者の確保や医療機器の更新、施設の再整備等を計画的に進め、健全経営の維持に努める。
- 栗沢病院の診療機能の適正化と健全経営に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 医療機械器具等整備事業（高度な医療の提供） 新市立総合病院建設事業（診療機能、災害対応力の強化） |
|------|---|

【指 標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|---------------|------|----------|
| 人口10万人当たりの医師数 | 158人 | - ↗ |

【2-3-2】災害時における福祉的支援

① 災害時における福祉的支援

- 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別計画）の作成を推進する。
- 平時における福祉的支援を支える民生委員・児童委員の確保に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 防災対策事業（地域との連携による支援体制の整備） 民生委員児童委員協議会運営費交付等事業（民生委員等の活動支援） |
|------|---|

【指 標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|---------------|-------|----------|
| 民生委員・児童委員の充足率 | 97.0% | - ↗ |

【2-3-3】防疫対策

① 防疫対策

- 災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行う。

| | |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 疾病予防推進事業（感染症の発生・まん延防止） |
|------|------------------------|

② 応急トイレの整備

- 簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。

【指 標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|----------------|-----|----------|
| 麻しん・風しんワクチン接種率 | 95% | 95% → |

3 行政機能の確保
3-1 行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

① 災害対策本部訓練の実施

- ・ 災害対策本部の設置時における事後検証の実施
- 災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取組みを推進する必要がある。
- 災害時における避難所運営など、職員の動員体制を検証する必要がある。
- 被災者の生活再建に向けた罹災証明や被災者台帳の作成、仮設住宅の建設などの事務手続き等の手順を確立する必要がある。

② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

- ・ 「新庁舎建設基本計画」の策定（2017年度）
基本方針：総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎
- 老朽化の進行と、耐震性や防災拠点機能が不足している現在の市庁舎の問題点の改善に向けた取組みが必要である。

| | |
|-------|---|
| 部門別計画 | 岩見沢市地域防災計画（1966年度～） 岩見沢市新庁舎建設基本計画（2017年度～） |
|-------|---|

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

① 行政の業務継続体制の整備

- ・ 「業務継続計画（BCP）」の策定（2016年度）
- 「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施と検証が必要である。
- 災害時における業務継続体制の確立が必要である。（防災拠点のライフラインの確保）

| | |
|-------|---------------------|
| 部門別計画 | 岩見沢市業務継続計画（2016年度～） |
|-------|---------------------|

② ICT部門における業務継続体制の整備

- ・ 主要なシステムの民間耐震データセンターへの設置
- ・ バックアップデータの市庁舎での保存、市庁舎とデータセンター間のネットワークの二重化
- 市庁舎や、市庁舎とデータセンター間の中継地点における電源の確保が必要である。
- 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取組みが必要である。

施策プログラム

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

重点

① 災害対策本部訓練の実施

- 災害時に設置する災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。
- 現行の地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。
- 関係機関との連携による義援金等の配分手続きや、罹災証明、被災者台帳の作成などの事務手続き等の手順の確立と訓練の実施により、災害時における円滑な事務体制を整備するなど、被災者の生活再建に対する支援に向けた取組みを推進する。
- 学校の早期再開など、復旧・復興に向けた避難所等からの移転を迅速かつ円滑に進めるため、応急仮設住宅の建設場所と棟数などの事前想定や、住宅の被害認定調査の迅速化に向けた手続き等の手順を確立する。

| | |
|------|-----------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（本部訓練の実施・検証、被災者の生活再建） |
|------|-----------------------------|

② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎の整備に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|----------------------|
| 推進事業 | 市庁舎建設事業（災害対策本部機能の強化） |
|------|----------------------|

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

重点

① 行政の業務継続体制の整備

- 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施、検証により、計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎における災害時の業務継続体制を確保するため、電気や水など、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。
- 火葬場や夜間急病センターなど、災害時においても早期に業務を再開する必要がある施設等における業務継続体制を確保する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（BCP訓練の実施・検証による見直し） 市庁舎建設事業（災害時における業務継続体制の確保） |
|------|--|

② ICT部門における業務継続体制の整備

- 新庁舎の建設に合わせ、その時点でのネットワークや機器の配置状況に応じたICT部門の「業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、災害時における業務継続体制を確保する。
- 市庁舎とデータセンター間の中継地点の電源対策により、通信環境を確保する。
（市庁舎への行政システムの設置と民間耐震データセンターによるバックアップ体制の構築）

| | |
|------|--|
| 推進事業 | OA化推進事業（ICT-BCPの策定） 市庁舎建設事業（災害時における業務継続体制の確保） 高度情報通信基盤整備事業（耐震データセンターの活用） |
|------|--|

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

① 広域応援・受援体制の整備

- ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
北海道広域消防相互応援協定
- ・ 緊急消防援助隊の登録：7隊30名（2019年3月現在）

| | |
|--------|-------|
| 消火小隊 | 4隊20名 |
| 救助小隊 | 1隊 5名 |
| 救急小隊 | 1隊 3名 |
| 後方支援小隊 | 1隊 2名 |

■ 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

【3-1-4】地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮

① 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮

- ・ 「北海道バックアップ拠点構想」
道央地域の拠点形成のあり方：道内のバックアップ拠点の中核としての役割
利便性の高い交通・物流拠点と高度な都市機能
幅広いバックアップ機能の受け皿として活用可能な大規模工業団地の存在

■ 道内のバックアップ拠点の中核としての役割が期待されている「道央圏」の都市としての役割を果たす必要がある。
(バックアップ機能としての岩見沢市の役割)

- ・ 工業団地等の活用や工場やデータセンターの立地
- ・ 農産物の安定的な生産・供給体制の強化

施策プログラム

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

重点

① 広域応援・受援体制の整備

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定することにより、他の自治体等からの支援を円滑に受けられる体制を整備する。
- 緊急消防援助隊登録車両の計画的な整備・更新を図る。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（受援体制の整備） 消防事務事業（受援計画の策定） 消防事務事業（援助隊登録車両の更新） |
|------|--|

【3-1-4】地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮

① 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮

- 首都圏等との同時被災リスクの少ない地域特性や優位性を活かし、「北海道バックアップ拠点構想」における道内のバックアップ拠点の中核としての役割を踏まえた市内工業団地への企業誘致やデータセンターの活用を推進する。
- 稲作を中心とした道内有数の食料供給地域として、今後も農産物の生産性の向上や高付加価値化、販路の拡大などの取組みを推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 高度情報通信基盤整備事業（情報通信基盤の強化） テレワークセンター管理事業（テレワークの推進） 新産業支援センター管理事業（新産業のインキュベート） ITビジネス促進事業（首都圏等と同時被災リスクの少ないデータセンター） 新産業創出促進事業（進出企業等に対する支援） 企業立地推進事業（地域特性や優位性を活かした企業誘致） 特別会計 企業用地造成費（工業団地の活用） |
|------|---|

※農業関連事業は「ライフラインの確保」のカテゴリーの推進プログラムに掲載

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|--------------|-----|----------|
| 工業団地の新規立地企業数 | - | - ↗ |

4 ライフラインの確保
4-1 エネルギー供給の停止

脆弱性評価

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

① 再生可能エネルギーの導入拡大

- ・ 太陽光発電システムの導入に対する支援と再生可能エネルギーの利用促進の啓発
太陽光発電システム導入補助件数：8件（2018年度）
- ・ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入
再生可能エネルギーの導入状況（2019年3月現在）

| 区分 | 発電量 | 備考 |
|-------|------|---------|
| 太陽光発電 | 70KW | 小中学校 7校 |

- 既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギーの導入拡大の必要がある。

【4-1-2】電力基盤等の整備

① 電力基盤等の整備

- ・ 新北本連携設備（既設北本連携60万KWを90万KWに強化）の整備（民間）
- ・ 液化天然ガス（LNG）を燃料とした石狩湾新港発電所の整備（民間）
- ・ 送電線の保守による停電事故の未然防止と迅速な復旧（民間）

- 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策が必要である。

② 停電時におけるバックアップ体制の構築

- ・ 庁舎等の防災拠点における非常用電源設備の導入状況（2019年2月現在）
市庁舎：発電容量30KVA 発電出力24KW 連続運転72時間
※冷却水温の上昇や潤滑の問題から連続運転は現状10～15時間程度
北村支所：発電容量80KVA 発電出力64KW 連続運転46時間
栗沢支所：発電容量48KVA 発電出力38KW 連続運転72時間
- ・ 指定避難所における非常用電源設備の導入施設：11箇所（2019年2月現在）
- ・ 市民アンケートにおける「停電への備えをしている家庭の割合」：64.4%（2018年12月現在）
（暖房器具53.8%、携帯端末等の充電器具34.2%、調理器具77.8%、電灯器具91.7%の平均）

- 市庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。
- 停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

③ 省エネ・ピークカットの推進

- ・ 岩見沢市地球温暖化防止実行計画の策定（2018年度）
- ・ 公共施設等における省エネルギー化の推進、「COOL CHOICE 宣言（2018年4月）」
2017年冬期の節電実績（2010年冬期比）
削減率：最大需要電力15.0%、電気使用量10.2%

- 安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

部門別計画 岩見沢市地球温暖化防止実行計画（2018年度～）

施策プログラム

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

重点

① 再生可能エネルギーの導入拡大

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入の拡大と、家庭での太陽光発電システムの導入に対する支援や再生可能エネルギーの利用に対する意識啓発により、利用の促進を図る。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 市庁舎建設事業（再生可能エネルギーの導入） 環境対策事業（太陽光発電システム導入に対する支援等） |
|------|---|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-----------------|-----|----------|
| 太陽光発電システム導入補助件数 | 8件 | - ↗ |

【4-1-2】電力基盤等の整備

重点

① 電力基盤等の整備

- 電気事業者による電力基盤等の整備と適正な運用により、電力の安定供給を図る。（民間）
- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、公共施設における電気設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。

| | |
|------|------------------------------|
| 推進事業 | 公共施設マネジメント推進事業（公共施設の耐災害性の向上） |
|------|------------------------------|

② 停電時におけるバックアップ体制の構築

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、市庁舎や指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進する。
- 地域における自主的な防災活動を支援するとともに、指定避難所の機能を補完する町会会館等の電源対策として、発電機等の配備を推進する。
- 各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により、「自助」の取組みを促進する。
- 災害時における市民の情報入手手段を確保するため、携帯端末等の充電サービスを実施する。
- 災害時の機動力の確保と電源対策のため、公用自動車への電気自動車等の導入を検討する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災対策事業（避難所及び町会会館等の電源対策、平時の備えの意識啓発） 市庁舎建設事業（防災拠点の電源対策） 財産管理事業（電気自動車等の導入の検討） |
|------|--|

③ 省エネ・ピークカットの推進

- 電気事業者の供給負荷を低減するため、民間を含む省エネやピークカットの取組みを推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 町会等管理街路灯維持支援事業（町会等管理街路灯の省エネルギーの推進） 環境対策事業（公共施設の省エネ対策、省エネ等の意識啓発） 道路新設改良事業（街路灯におけるLED照明の設置） |
|------|---|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|------------------------------|---------|----------|
| 停電への備えをしている家庭の割合（市民アンケートによる） | 64.4% | - ↗ |
| 公共施設の節電実績（最大需要電力2010年比） | 15.0%削減 | - ↘ |
| 公共施設の節電実績（電気使用量2010年比） | 10.2%削減 | - ↘ |
| 街路灯におけるLED照明設置基数 | 797基 | 1,400基 ↗ |

脆弱性評価

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

① 多様なエネルギー資源の活用

- ・ 廃棄物発電の取組み（いわみざわ環境クリーンプラザ） 発電量1,200KW

■ 災害時において電力や熱の供給を維持するため、エネルギー構成の多様化を図る必要がある。

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

① 石油燃料等供給の確保

- ・ 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結
災害時などにおける緊急車両等への石油類の優先給油
災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油類の優先提供
- ・ 「災害時安定供給に関する相互補完協定」の締結（民間）
札幌地方（当別支部、北広島支部、恵庭支部）、千歳市、江別市、岩見沢市の石油事業団体が交わした災害時における石油類の安定供給のための相互補完協定
- ・ 国による「住民拠点SS」の指定数：4箇所（2019年1月現在）
住民拠点SS：自家発電機を備えた災害時における地域住民の燃料供給拠点
- ・ 都市ガス供給設備等における防災の取組み（民間）
LNG基地の耐震設計、非常用発電設備等の設置、本管等の耐震性向上、移動式ガス発生設備の導入など

■ 災害時における石油燃料等の安定確保に関する取組みが必要である。

■ 災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

① 多様なエネルギー資源の活用

- 太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱、廃棄物発電など、エネルギー構成の多様化の推進と、災害を想定した蓄電設備の導入によるバックアップ体制の整備を検討する。

推進事業

環境対策事業（多様なエネルギー資源の活用）
ごみ処理対策事業（廃棄物発電の取組み）

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

重点

① 石油燃料等供給の確保

- 災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。
- 災害時における燃料給油拠点を確保するため、国や北海道、民間事業者との連携により、燃料給油拠点への発電機の導入を促進する。
- 都市ガス供給設備等における防災対策を推進する。（民間）

推進事業

防災対策事業（住民拠点SSの指定の促進）

脆弱性評価

【4-2-1】食料生産基盤の整備

① 農業の担い手の育成・確保

- ・ 岩見沢市農業振興ビジョンの策定（2017年度）
- ・ 短期農業体験研修や充実した就農支援制度など新規就農者の育成、確保に関する取組み
- ・ 農業経営の法人化や担い手への利用集積の推進に関する取組み

■ 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。

② 農業生産基盤の整備

- ・ 国や北海道の事業を活用しながら、農業生産基盤の整備を実施
実施地区：12地区（2018年度）
- ・ 多面的機能支払交付金を活用した農地や農業用施設の維持管理の実施

■ 農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策が必要である。
■ 農業の経営効率化に向けた農地の大区画化などの農業生産基盤の整備が必要である。
■ 担い手の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持管理が困難になる組織の発生が懸念される。

③ スマート農業の推進

- ・ 農業気象サービスの運用 登録件数：90件（2019年3月現在）
- ・ 高精度位置情報システムによる土地利用型農業に対応したアシスト走行機器の普及の促進

■ 農業における作業負担の軽減と収益率向上の取組みが必要である。

部門別計画 岩見沢市農業振興ビジョン（2017年度～2021年度）

施策プログラム

【4-2-1】食料生産基盤の整備

重点

① 農業の担い手の育成・確保

- 農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農外からの新規参入者、認定農業者や農地所有適格法人など、多様な担い手の育成と確保を図る。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 農業委員会活動事業（農地等の利用調整、農地保有の合理化） 新規就農・農業後継者育成支援事業（新規就農者に対する支援） 担い手・農業法人等育成支援事業（担い手の育成、法人化に対する支援） |
|------|--|

② 農業生産基盤の整備

- 土地改良施設の計画的な更新や、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及促進などによる農業生産基盤の整備を推進する。
- 組織の統合による一体的な農地・農業用施設の維持管理に努める。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 農業競争力基盤強化特別対策事業（基盤整備に対する農家負担の軽減等） 土地基盤整備事業（農業生産基盤の整備） 多面的機能支払・環境保全向上対策事業（農地や農業用施設の保全） |
|------|---|

③ スマート農業の推進

- ICTの利活用による農作業の効率化・省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の実現に向けた取組みを推進する。
- 地域BWA（広帯域移動無線アクセスシステム）の整備による農業分野でのさらなるICT利活用サービスの展開を推進する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | ICT農業普及促進事業（スマート農業の推進） 高度情報通信基盤整備事業（ICT基盤の整備） |
|------|--|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-------------------------|---------|----------|
| 新規就農者数 | 17人/年 | 20人/年 ↗ |
| 地下かんがいシステムの設置面積 | 3,232ha | - ↗ |
| 多面的機能支払交付金における市内農用地カバー率 | 87% | 87% → |

脆弱性評価

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- ・ 関係機関・団体との協力による安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大の取組み
- 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。

部門別計画 岩見沢市農業振興ビジョン（2017年度～2021年度）

【4-2-3】農産物の産地備蓄の推進

① 農産物の産地備蓄の推進

- ・ 北海道食料備蓄基地構想（北海道）
- 北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関による協力体制の整備が必要である。

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

① 生鮮食料品の流通体制の確保

- ・ 道内卸売市場による災害時相互応援協定の締結
協定参加市場数：27市（34市場、51団体）
被災市場が生鮮食料品を住民に十分供給できない場合の非被災市場による救援協力
（道内の公設卸売市場はすべて参加）
- 災害時における生鮮食料品の流通体制の確保が必要である。

施策プログラム

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- 農業を軸とした「農」「食」「健康」の連動を図るなど、本市のもつ地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値化に向けた戦略的な取組みを推進する。
- 空知型輪作の普及促進、玉葱の生産改善などによる生産性や品質の向上と地場農産物の販路拡大の取組みを推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 地産地消等所得向上対策事業（農産物の付加価値向上） 産地づくり推進事業（農業機械導入支援、玉葱の生産改善など） ICT農業普及促進事業（農作業の効率化・省力化・最適化） 地域産業協働促進事業（付加価値向上、販路拡大、農・食・健康の連動） |
|------|---|

【指 標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-------------|-------|----------|
| 水稻の10a当たり収量 | 483kg | - ↗ |

【4-2-3】農産物の産地備蓄の推進

① 農産物の産地備蓄の推進

- 稲作を中心とした道内有数の食料供給地域として、災害時における食料の安定供給に向けた関係機関との連携による協力体制を整備する。

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

① 生鮮食料品の流通体制の確保

- 災害時に生鮮食料品の供給が停滞することのないよう、卸売市場及び業者間の相互応援体制の継続や関係機関等との情報共有を推進する。

| | |
|------|--------------------------|
| 推進事業 | 特別会計 公設卸売市場費（生鮮食料品の流通体制） |
|------|--------------------------|

脆弱性評価

【4-3-1】水道施設等の防災対策

① 水道事業の危機管理体制の整備

- ・ 水道施設災害対応マニュアルの整備（2016年度）
- ・ 水道事業アセットマネジメントの実施（2016年度）
- ・ 緊急遮断弁の設置
第1配水池、第2配水池、由良配水池、最上配水池
- ・ 加圧式給水タンク車の導入（2017年度）

- 災害対応マニュアルに沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。
- 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策

- ・ 送・配水管整備10カ年計画の策定（2010年度）と同計画に基づく事業の実施
資材費・労務費の高騰により、目標計画値の進捗率は約70%の見込み
- ・ 北村連絡管整備事業の実施（北村配水池の廃止）
上幌向連絡管（2017年度完了）、岡山連絡管（整備中）
- ・ 桂沢浄水場更新事業による老朽化対策の推進

水道施設等の防災対策の状況（2018年3月現在）

| 区分 | 現状値 |
|------------|-------|
| 基幹管路の耐震適合率 | 31.2% |
| 送・配水管耐震化率 | 12.3% |
| 配水池耐震化率 | 76.3% |

- 水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

部門別計画

岩見沢市地域水道ビジョン（2011年度～2020年度）
送・配水管整備10カ年計画（2009年度～2018年度）

【参考】

桂沢浄水場更新事業

良質で安全・安心な水を安定供給することを目的とした浄水場の更新事業
事業実施にあたっての5つの理念（5S）

- Safety（安全）
高度浄水処理を導入した安全・安心な浄水の安定供給
- Strong（強い）
強靱で自然災害にも強い施設～Level2地震や風水害への対応
- Saving energy（省エネルギー）
環境に優しく、エネルギー量を抑えた施設～高効率モーター等の導入
- Simple（簡単な）
容易に維持管理でき、かつ低廉な施設～メンテナンスフリー
- Second（第二の）
過去から学び、未来へつなぐ温故知新の精神～過去の歴史の検証

※Level2地震：想定しうる範囲内で最大規模の地震動

施策プログラム

【4-3-1】水道施設等の防災対策

重点

① 水道事業の危機管理体制の整備

- 災害時における迅速かつ確かな対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。
- 災害時等において飲料水や生活用水を確保するため、配水池への緊急遮断弁の設置や応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図る。

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策

- 災害時においても安定的な給水を確保するため、配水池などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても、送水管の多重化や基幹管路の耐震化を推進する。
- 計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進する。
- 「地域を支える持続可能な上下水道」を基本理念として、安全で快適なライフライン機能の充実に図るため、施設の老朽化や水質管理の高度化等に向けた桂沢浄水場の更新を進める。
(桂沢水道企業団)

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 送水管整備事業（送水管の更新） 配水管整備事業（配水管の更新） 北村連絡管整備事業（連絡管の整備） 施設耐震化事業（配水池等の耐震化） 桂沢浄水場更新事業（桂沢水道企業団：浄水場の老朽化対策） |
|------|--|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|------------|-------|----------|
| 基幹管路の耐震適合率 | 31.2% | - ↗ |
| 送・配水管耐震化率 | 12.3% | 16.0% ↗ |
| 配水池耐震化率 | 76.3% | 100.0% ↗ |

桂沢浄水場更新事業の概要

- 事業主体 : 桂沢水道企業団（構成市：岩見沢市・美唄市・三笠市）
 総事業費 : 96.2億円（予定）
 工期 : 第1期 2016年度～2020年度 第2期 2021年度
 その他 : 2020年度末供用開始予定

【完成予想図】



【4-3-2】下水道施設等の防災対策

① 下水道事業の危機管理体制の整備

- ・ 下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の策定（2017年度）

■ 業務継続計画に沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。

② 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- ・ 岩見沢市下水道管路長寿命化計画（管渠：2014年度～2017年度）に基づく老朽化した管渠及びマンホールの改築及び維持管理
- ・ 岩見沢市公共下水道事業長寿命化計画（南光園処理場：2014年度～2018年度）に基づく処理場の主要設備の長寿命化対策及び更新の実施
- ・ 「岩見沢市下水道ストックマネジメント計画」の策定（2018年度）
- ・ 汚水処理施設共同整備事業（MICS事業）の実施（し尿と下水の共同処理）

下水道施設等の防災対策の状況（2018年3月現在）

| 区分 | 現状値 |
|---------------|-------|
| 下水道重要管路の点検調査率 | 0.0% |
| 雨水排水整備率 | 31.2% |

■ 下水道施設の防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

■ 排水機能の確保により、道路の交通機能を維持する必要がある。

③ 合併処理浄化槽の設置促進

- ・ 一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の策定（2016年度）
- ・ 合併処理浄化槽の設置に対する支援の実施

■ 災害時における生活排水の公共用水域への流出を防止する必要がある。

| | |
|-------|--|
| 部門別計画 | 岩見沢市下水道中期ビジョン（2010年度～2019年度） 岩見沢市下水道事業業務継続計画（2017年度～） 岩見沢市下水道ストックマネジメント計画（2019年度～2023年度） 一般廃棄物処理基本計画（2017年度～2026年度） |
|-------|--|

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

重点

① 下水道事業の危機管理体制の整備

- 災害により下水道機能が低下した場合においても業務を継続し、被災した下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画の策定と同計画に基づく訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。

② 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。
- 老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化を計画的に進めるとともに、適正な維持管理に努める。
- 老朽化が進行した「し尿処理施設（文向台衛生センター）」を廃止して下水道との共同処理（MICS事業）を行い、事業の効率化と老朽化対策を推進する。
- 災害時における道路の交通機能を確保するため、道路の雨水対策と連携した浸水対策を推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 汚水処理施設共同整備事業（し尿と下水の共同処理） 下水道築造事業（改築更新：施設の改築等） 下水道築造事業（浸水対策：雨水幹線などの整備） |
|------|---|

③ 合併処理浄化槽の設置促進

- 下水道処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する。

| | |
|------|---------------------------|
| 推進事業 | 地域水洗化事業（合併処理浄化槽の設置に対する支援） |
|------|---------------------------|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|---------------|-------|----------|
| 下水道重要管路の点検調査率 | 0.0% | 18.3% ↗ |
| 雨水排水整備率 | 31.2% | 34.9% ↗ |

4 ライフラインの確保
4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

【4-4-1】交通ネットワークの整備

① 都市の骨格を形成する幹線道路の整備

- ・ 岩見沢市都市計画マスタープランにおいて、国道、主要道道のほか、都市内ループ道路、地域間連絡道路を骨格となる道路として位置づけ整備を推進
岩見沢都市計画道路舗装率：82.8%（2018年3月現在）
都市内ループ道路：西20丁目通
地域間連絡道路：東17丁目通

■ 災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。

② 地域公共交通体系の再構築

- ・ 「岩見沢市地域公共交通網形成計画」の策定（2016年度）
- ・ 「わかりやすく、利用しやすい」民間バス路線の再編の実施（2017年10月）
岩見沢市地域公共交通活性化協議会での議論や住民懇談会、パブリックコメントの実施
- ・ 交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシーの運行開始
北地区：峰延町、大願町、稔町、西川町（2018年4月）

■ 災害時における市民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。

■ 地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、市民生活の利便性の向上を図る必要がある。

■ 災害時における運行体制の確保に向けた取組みが必要である。

部門別計画

岩見沢市都市計画マスタープラン（2006年度～2025年度）
岩見沢市地域公共交通網形成計画（2016年度～2020年度）

施策プログラム

【4-4-1】交通ネットワークの整備

重点

① 都市の骨格を形成する幹線道路の整備

- 都市内ループ道路、地域間連絡道路について、西20丁目通（国道12号～4条通）は2018年度に整備を完了し、引き続き東17丁目通の整備を進めるとともに、岩見沢市都市計画マスタープランに基づき、西20丁目通（4条通～北3条通）の新規都市計画決定の手続きなど、未整備区間の整備に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 街路事業（西20丁目通[4条通～北3条通]の整備） 街路事業（東17丁目通の整備） |
|------|--|

② 地域公共交通体系の再構築

- 交通事業者等と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高いバスの運行体制を確保する。
- 公共交通の利用が困難又は不便な交通空白等の郊外地域において、地域の拠点や中心市街地へのアクセスを確保するため、新たな公共交通の導入や既存の交通体系の再構築についての検討を進める。
- 災害時における早期の運行再開や代替ルートの想定など、交通事業者等との連携による災害に強い運行体制を整備する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 防災対策事業（災害に強い運行体制の整備） 生活交通確保対策事業（バス路線の再編、デマンド型乗合タクシー） |
|------|---|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|---------------|-------|----------|
| 岩見沢都市計画道路舗装率 | 82.8% | 85.4% ↗ |
| 市内路線バスの年間利用者数 | 105万人 | - ↗ |

脆弱性評価

【4-4-2】道路施設の防災対策等

① 道路施設の防災対策

- ・ 国道の危険箇所の防災点検、計画的な橋梁の耐震補強、長寿命化等の取組み（国）
- ・ 道道における道路の冠水対策、橋梁の長寿命化・耐震化対策等の取組み（北海道）
- ・ 「岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく着実な整備と適切な維持管理

橋梁の管理状況（2019年3月現在）

| 区分 | 現状値 |
|----------------|--------|
| 橋梁の点検率 | 100.0% |
| 橋長15m以上の橋梁の修繕率 | 60.7% |

- 災害時における交通網の確保が必要である。
- 橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- ・ 舗装路面下の空洞化対策（調査）は未実施
- ・ 日本郵便(株)との道路等の異常発見時における通報に関する協定の締結

- 道路の適正管理による道路環境の維持が必要である。
- 路面陥没の早期発見と速やかな補修等の実施が必要である。

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- ・ 老朽化や生育不良等による倒木等の危険がある街路樹の計画的な更新、撤去及び適正な維持管理

- 災害時における道路の閉塞を防止する必要がある。

部門別計画

岩見沢市幹線市道舗装修繕計画（2014年度～2023年度）
岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画（2012年度～2021年度）

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

① 広域的な公共交通の維持

- ・ 地域住民や観光客を運ぶ公共交通機関として、鉄道が持つ大量輸送機能により産業や経済を支える役割
- ・ 広域的な物流ルートとしての鉄道貨物輸送の役割
北海道交通政策総合指針（2018年3月）
室蘭線：道北・道東と本州方面を結ぶバイパスルートとしての役割

- 人流・物流に重要な役割を果たす鉄道の維持・確保が必要である。

施策プログラム

【4-4-2】道路施設の防災対策等

重点

① 道路施設の防災対策

- 災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路に架かる橋梁の橋脚の補強や落橋の防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架替えにかかるコストの縮減を図る。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 道路維持事業（道路環境の維持） 道路新設改良事業（道路の新設・更新等） 橋りょう維持事業（橋梁の老朽化対策、耐震補強） |
|------|---|

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- 主要な道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- 道路パトロールの実施や市民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後の速やかな補修等の体制を整備する。

| | |
|------|-----------------|
| 推進事業 | 道路維持事業（道路環境の維持） |
|------|-----------------|

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- 災害時における倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な整備、更新と維持管理を推進する。

| | |
|------|------------------|
| 推進事業 | 緑化推進事業（街路樹の適正管理） |
|------|------------------|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|----------------|-------|----------|
| 橋長15m以上の橋梁の修繕率 | 60.7% | 100% ↗ |

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

① 広域的な公共交通の維持

- 広域的な人の移動や物流を支えるJR函館線と室蘭線について、関係自治体などと連携・協力しながら、将来にわたる輸送体制の維持・確保に努めるとともに、鉄道の利用促進を図る。

| | |
|------|--------------------------------|
| 推進事業 | 生活交通確保対策事業（公共交通の利用の促進と輸送体制の維持） |
|------|--------------------------------|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|------------------|--------|----------|
| JR利用者数（岩見沢駅・人/日） | 9,222人 | - ↗ |

出展：都市計画現況調査（国土交通省）

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

脆弱性評価

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

① リスク分散を重視した企業立地等の推進

- ・ 冷涼な気候や首都圏等との同時被災リスクが少ない地域特性を利用した環境配慮型データセンターの活用
- ・ インキュベーション施設を利用した本社機能・生産拠点移転の推進
- ・ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画の認定（2017年9月）

■ 首都圏等との同時被災リスクの低さを活用した企業誘致活動を推進する必要がある。

部門別計画

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画（2017年度～2022年度）

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

① 企業の業務継続体制の強化

- ・ 関係機関と連携した企業の業務継続計画（BCP）策定に関するセミナーの実施や情報提供

■ 関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

① 被災企業等への金融支援

- ・ 被災した中小企業に対する金融支援制度
北海道：北海道中小企業総合振興資金（経営環境変化対応貸付、防災・減災貸付）
市：岩見沢市中小企業融資制度 まちづくり特別資金（災害対策資金）

■ 被災企業が支援制度を円滑に活用できるよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

5 経済活動の機能維持

5-2 物流機能等の大幅な低下

脆弱性評価

【5-2-1】流通拠点の機能強化

① 流通拠点の機能強化（市場機能の維持）

- ・ 公設道央地方卸売市場
新鮮食料品を市民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラ機能
- ・ 札幌市と旭川市を結ぶ道央圏における重要な物流拠点としての地理的優位性を活かした企業誘致の展開

■ 災害時における公設道央地方卸売市場の機能維持が必要である。

■ 重要な物流拠点としての地理的優位性を活かした企業誘致の展開が必要である。

■ 災害時において円滑に物資を輸送する体制を整備する必要がある。

施策プログラム

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

重点

① リスク分散を重視した企業立地等の推進

- 災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化のため、本市における自然災害リスクの低さや高度情報基盤などの特性を活かした新産業の創出や企業誘致を推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 企業立地推進事業（企業誘致の取組み） 新産業創出促進事業（新たな産業の創出と雇用機会の拡大） |
|------|---|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-----------------|-----|----------|
| 地域経済牽引事業の新規事業件数 | 2件 | 4件 ↗ |

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

① 企業の業務継続体制の強化

- 企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を行うとともに、災害時においても電力の供給が継続できる体制の整備を促進する。

| | |
|------|---------------------------|
| 推進事業 | 商工経営近代化促進事業（中小企業に対する経営支援） |
|------|---------------------------|

【5-1-3】被災企業等への金融支援

① 被災企業等への金融支援

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|-------------------------|
| 推進事業 | 商工金融円滑化事業（中小企業に対する金融支援） |
|------|-------------------------|

施策プログラム

【5-2-1】流通拠点の機能強化

① 流通拠点の機能強化（市場機能の維持）

- 災害時における物流拠点としての機能を維持するため、公設道央地方卸売市場の平時における健全経営と適正な規模での施設再編の検討を進める。
- 道央圏における重要な物流拠点としての地理的優位性を活かした企業誘致を推進し、物流拠点としての機能の強化を図る。
- 広域的な物流を支える鉄道の維持により、災害時における円滑な物資輸送体制を確保する。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 生活交通確保対策事業（鉄道による輸送体制の確保） 企業立地推進事業（企業誘致の取組み） 特別会計 公設卸売市場費（流通拠点の災害対策の推進） |
|------|--|

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

脆弱性評価

【6-1-1】ため池の防災対策

① ため池の防災対策

- ・ 防災重点ため池：11箇所
- ・ 防災重点ため池のハザードマップ作成率：36.4%（2019年3月現在）

■ 防災重点ため池が破堤した場合の被害想定区域の設定や避難場所等の確保と、地域住民に対する情報提供が必要である。

6 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

【6-2-1】森林の整備・保全

① 森林の整備・保全

- ・ 計画的な森林整備や天然木と造林木と一緒に育成する針広混交林化の推進による健全な森づくりの推進（国）
- ・ 道有林における風倒被害地の保安林機能回復のための改植などの森林整備、豪雨時の緊急パトロールや応急措置等による安全の確保（北海道）
- ・ 林業の担い手の確保や育成に関する取組み
空知地域林業担い手確保推進協議会への参画による就業セミナー等の開催
- ・ 造林、間伐等の森林整備
「未来につなぐ森づくり推進事業」を活用した民有林の造林事業の推進
市有林の計画的な整備・保全
森林経営計画面積の割合：64.6%（2019年3月現在）

■ 森林の適正な管理を行うため、林業の担い手の確保に向けた取組みが必要である。
■ 森林が持つ多様な機能を発揮させるための適切な整備・保全が必要である。

部門別計画 岩見沢市森林整備計画（2018年度～2027年度）

施策プログラム

【6-1-1】ため池の防災対策

① ため池の防災対策

- 防災重点ため池が破堤するおそれがある場合において、迅速かつ確かな避難行動ができるよう、被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、地域住民への周知の徹底を図る。

推進事業 用排水施設維持管理事業（ため池ハザードマップの作成）

【指 標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|--------------------|-------|----------|
| 防災重点ため池のハザードマップ作成率 | 36.4% | 100% ↗ |

施策プログラム

【6-2-1】森林の整備・保全

① 森林の整備・保全

- 災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。

推進事業 市有林管理事業（市有林の間伐・皆伐等による整備等）
林業振興事業（未来につなぐ森づくり推進事業による民有林の整備等）

【指 標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-------------|-------|----------|
| 森林経営計画面積の割合 | 64.6% | 69% ↗ |

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保安全管理

① 農地・農業水利施設等の保安全管理

- ・ 北海幹線用水路の改修（国）
北海地区：実施中（2010年度～2025年度※予定）
- ・ 北海幹線用水路など、農業水利施設等の維持管理（北海土地改良区）
北海幹線用水路：全長約80km
（赤平市、砂川市、奈井江町、美唄市、三笠市、岩見沢市、南幌町）
集中水管理システムによる24時間リアルタイム監視での配水管理
タブレット、スマートフォン等で監視可能なクラウド型通信システムの導入
「非常時管理体制」の策定（事業所別・施設別）による連絡・巡視等の実施
かんがい通水の前後に実施する施設点検による安全確認などの適正な維持管理
- ・ 排水機場、揚水機場及び農業用排水路等の適正な維持管理
受益者の漏水被害の最小化
施設機能の経年劣化など、老朽化の進行
- ・ 排水機場の水位監視の省力化や監視機能の強化に向けたICTの活用
クラウド型監視装置設置箇所数：6箇所（2019年3月現在）
- ・ ダム、ため池の耐震対策
耐震診断の実施：ダム6箇所、ため池3箇所
- ・ 南利根別排水機場における排水機能向上の取り組み
基本設計の実施（2018年度）

- 関係機関との連携による農業水利施設の適正な管理が必要である。
- 農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る必要がある。
- 排水機場の水位監視の省力化や監視機能の強化が必要である。

部門別計画 | 岩見沢市農業振興ビジョン（2017年度～2021年度）

施策プログラム

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保安全管理

重点

① 農地・農業水利施設等の保安全管理

- 農業水利施設が持つ洪水防止機能、防火用水機能、消流雪用水機能などの多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進する。
- 災害時における農地の被害を低減し、農業生産体制を維持するため、農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。
- 地盤の沈降や排水設備の老朽化等により排水機能が低下している南利根別排水機場について、必要な排水能力を確保するための機能向上の取組みを推進する。
- 排水機場の水位監視における省力化・監視機能の強化に向けて、ICTを活用した「クラウド型監視装置」の導入を推進する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 国営造成施設管理体制整備促進事業（農業水利施設の保全） 用排水施設維持管理事業 基幹水利施設管理事業（排水機場等の適正管理） 用排水施設維持管理事業（南利根別排水機場の機能向上等） 農地耕作条件改善事業（クラウド型監視装置の設置推進） 国営施設応急対策事業（お茶の水地区：排水機場の耐震化等） |
|------|---|

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|----------------|-----|----------|
| クラウド型監視装置設置箇所数 | 6箇所 | 13箇所 ↗ |

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性評価

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- ・ いわみざわ環境クリーンプラザの整備（2015年4月供用開始）
- ・ 国の災害廃棄物対策指針の改定（2018年3月）
地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を実施する際に参考となる事項をとりまとめた指針
- ・ 岩見沢市災害廃棄物処理基本方針の策定（2007年度）
通常の収集運搬・処理業務の確保に努めながら、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復を目指すための方針

- 環境の変化等に応じて「岩見沢市災害廃棄物処理基本方針」を適宜見直す必要がある。
- 大規模自然災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋等の片付けごみ、仮設トイレ等のし尿などの処理を円滑に行う必要がある。

部門別計画

一般廃棄物処理基本計画（2017年度～2026年度）
岩見沢市災害廃棄物処理基本方針（2007年度～）

【7-1-2】地籍調査の実施

① 地籍調査の実施（土地境界等）

- ・ 地籍調査の進捗率：84%（調査対象面積445.26 k㎡のうち373.32 k㎡が完了）
地籍調査の実施時期：1964年～1984年
未実施地域
東西条丁目の一部など、地籍調査を実施した場合、所有者の立ち合い協力は得られても権利関係が複雑で最終的な境界確認が困難と想定される地域及び国有林等
全国の地籍調査の進捗率：52%（2018年3月現在）
- 地権者の同意が得られない場合は、筆界未定地扱いとなり調査測量成果が公図に反映されないため、費用と労力に見合った成果が期待できない。

施策プログラム

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

重点

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備する。
岩見沢市災害廃棄物処理基本方針の見直し（災害廃棄物処理計画）
 - ・ ごみの発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場候補地、民間処理業者との連携などに関する項目についての検証のほか、早期の復旧・復興に向けた最終処分場への円滑な搬出作業を実施する上で必要となる仮置き場における分別方法の検討や、広域的な処理体制など

| | |
|------|-------------------------|
| 推進事業 | ごみ処理対策事業（災害廃棄物処理計画の見直し） |
|------|-------------------------|

【7-1-2】地籍調査の実施

① 地籍調査の実施（土地境界等）

- 国において、次期「国土調査事業10か年計画」の策定に向けた検討に着手したところであり、その中で、地籍調査の促進策についても具体化することとしており、民間測量データの活用や知事の認証要件の緩和などが議論される見込みであるため、その動向を踏まえながら、今後の地籍調査の実施についての検討を行う。

脆弱性評価

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

① 建設業者の技術力向上

- ・ 岩見沢市職業訓練センターの設置による技能者の養成と技術の向上
技能者教育訓練助成制度の創設：職業訓練校に従業員を入学させている企業への支援
- ・ 災害応急対策業務等に関する協定の締結
災害時における岩見沢市所管施設等の災害応急業務に関する協定（岩見沢建設協会）
災害時における岩見沢市所管施設の配電設備等の応急復旧対応に関する協定
（岩見沢電気工事業協会）
水道施設等災害時における応急給水及び応急復旧に関する協定
（岩見沢水道災害時協議会）

- 迅速な復旧・復興の担い手となる建設業者における技術力のさらなる向上が必要である。
- 各種応援協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備が必要である。

② 建設業の担い手確保

- ・ 南空知地域雇用対策協議会による就職支援の実施
- ・ 通年雇用促進協議会による季節労働者や企業向けの合同企業説明会等の実施

- 災害からの復旧・復興に必要な建設業の担い手の確保が必要である。

【7-2-2】行政職員等の活用促進

① 他団体技術職員による応援体制

- ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

- 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。

② 災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- ・ 災害ボランティア現地対策本部設置要綱の策定（社会福祉協議会 2012年4月）
- ・ 災害ボランティア現地対策本部運営マニュアルの策定（社会福祉協議会 2017年3月）
- ・ 対策本部運営に必要な資機材の備蓄や研修・訓練等の実施（社会福祉協議会）
- ・ 「南空知9市町社会福祉協議会における災害時相互支援協定」の締結（社会福祉協議会）
- ・ 北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」の締結（社会福祉協議会）
- ・ ボランティアセンターが開催する各種ボランティア講座への支援

- 災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティア現地対策本部におけるボランティアの活用体制を整備する必要がある。

③ 民間企業等との連携体制の整備

- ・ 民間企業等の資機材の提供等に関する各種協定の締結

- 民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。

施策プログラム

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

① 建設業者の技術力向上

- インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者の技術力向上の取組みに対する支援を実施する。
- 建設業者との各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における市所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 防災対策事業（建設業者との連携体制の整備） 職業能力向上事業（技能者の養成と技術の向上） |
|------|---|

② 建設業の担い手確保

- 建設業就業者や技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であり、若年層を中心とした建設業の担い手の確保に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|-------------------------|
| 推進事業 | 雇用促進事業（就業機会の確保、通年雇用の促進） |
|------|-------------------------|

【7-2-2】行政職員等の活用促進

重点

① 他団体技術職員による応援体制

- 災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組みを推進する。

| | |
|------|---------------------------|
| 推進事業 | 防災対策事業（相互応援体制の確保と受援体制の構築） |
|------|---------------------------|

② 災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- 災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会との連携によるボランティアの活用体制の整備を推進する。
- 災害ボランティア現地対策本部運営マニュアルに基づく本部立上げ訓練の実施と検証により、マニュアルに基づく運営体制を確保する。（社会福祉協議会）

| | |
|------|---------------------------------|
| 推進事業 | 社会福祉協議会運営補助事業（災害時におけるボランティアの活用） |
|------|---------------------------------|

③ 民間企業等との連携体制の整備

- 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値（方向性） |
|-------------|------|----------|
| ボランティア登録団体数 | 27団体 | - ↗ |

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 市民や企業との連携

大規模自然災害時における対応は、行政による取組みだけでなく、自身や家族を守る「自助」や、地域・企業における「共助」の取組みが重要な役割を果たすことから、本市の強靱化にあたっては、市民や企業との連携と協働により計画を推進するものとします。

(2) 地域間の連携

大規模自然災害時における住民の避難、物資の供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、他の地域との連携が不可欠となります。

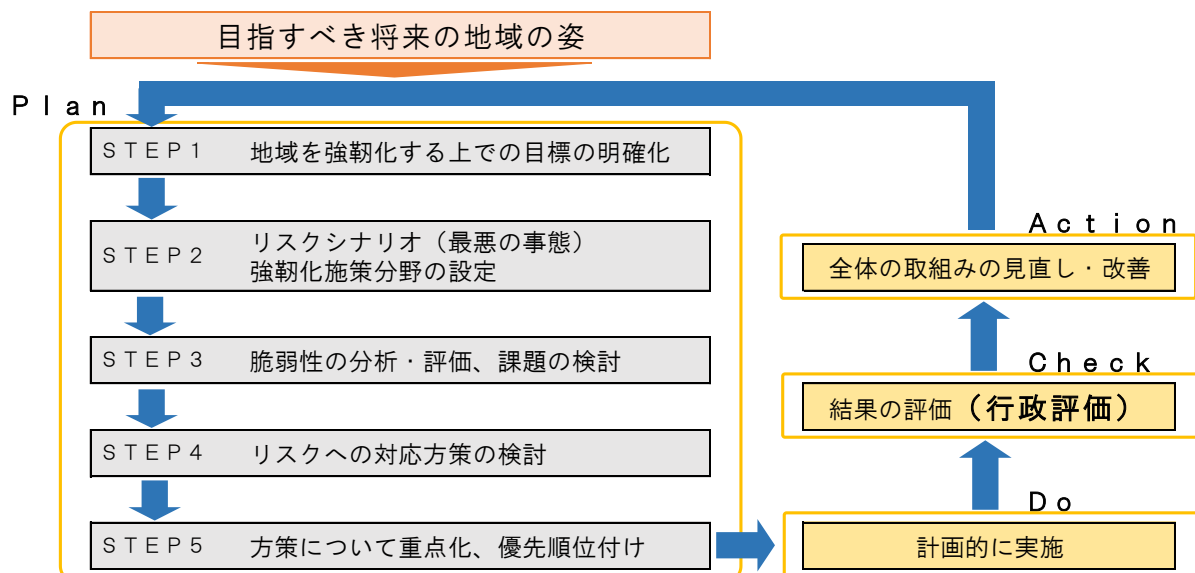
そのため、地域間における連携体制の構築や、それを支える交通ネットワークの整備・維持など、ハード・ソフト両面から対策を講じるものとします。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「第6期岩見沢市総合計画」の進行管理を担う行政評価の取組みにより、総合計画の進行管理と連動して行います。

また、本計画の進行管理を行うなかで、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

【計画の進行管理】



(参考資料) 計画の策定経過

■ 計画策定

| 年月日 | | 項目 | 内容 |
|-----------------|---------------------------|---|--------------------------------------|
| 平成30年 | 6月 4日 | 行政改革推進本部会議 | 計画の策定体制、スケジュール等の報告 |
| | 6月26日 | 岩見沢市防災会議 | 防災関係機関への計画策定に対する情報提供等の協力要請 |
| | 6月29日 | 行政改革推進本部 行政改革専門部会会議 | 各部局における脆弱性評価及び施策プログラムの策定について |
| | 9月6日 | ～ 北海道胆振東部地震の発生 ～ (市内の震度：震度5弱 栗沢町 震度4 岩見沢市鳩が丘、北村赤川) | |
| | 10月25日 | 行政改革推進本部会議 (オータムレビュー) | 国土強靱化地域計画原案等の報告 |
| | 11月22日 | 市議会総務常任委員会 | 計画策定の趣旨・位置付け、計画の構成、スケジュール等の報告 |
| | 12月14日 | 【国】 国土強靱化基本計画の見直し | 北海道胆振東部地震等の発生による重要インフラの緊急点検等を踏まえた見直し |
| | 12月17日 | 市政改革懇話会 | 計画策定の趣旨・位置付け、計画の構成、スケジュール等の報告 |
| 平成31年 (令和元年) | 2月20日 | コミュニティの安全と市民の安心を高める懇話会 | 計画策定の趣旨・位置付け、計画の構成、スケジュール等の報告 |
| 4月23日 | 行政改革推進本部会議 | 計画素案の完成、意見募集実施の報告 | |
| 4月26日 | 計画素案に対する意見の募集 (～5月17日) | 1人から4件の意見 結果公表：令和元年5月 | |
| 5月20日 | 計画の決定 | | |

■ 計画の一部修正（計画期間の変更）

<修正内容>

国の国土強靱化基本法の改正（R5.6月）、国土強靱化基本計画の改正（R5.7月）を受けて、計画期間を令和7年6月まで延長。

| | |
|---------|------------|
| 令和5年11月 | 行革本部会議 |
| 令和5年12月 | 市議会総務常任委員会 |
| 令和6年3月 | 市防災会議 |
| 令和6年3月 | 計画の一部修正 |

岩見沢市強靱化計画

令和元年 5 月
(令和 6 年 3 月一部修正)

岩見沢市企画財政部企画室

〒068-8686

北海道岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号

電話 0126-23-4111 (代表)

FAX 0126-23-9977